

広島県教員等資質向上指標（校長）

区分※	
学び続ける姿勢	新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割、教職員の服務等を自覚し、常に校長としての使命を問い続けている。
	学校や地域の課題を解決したり、学校や地域の新たな価値を創造したりする過程において、先哲や地域の人、校長同士、教職員等との対話や協働を通して学び続けようとしている。
学校経営ビジョンの構築・実現	教育を取り巻く様々な社会の変化を踏まえ、幼児児童生徒・学校・地域等の実態を的確に把握し、学校の使命や課題を明示することができる。
	幼児児童生徒・学校・地域等の実態や課題についての熟議を通して、自校の目指す幼児児童生徒の姿を共有し、特色ある学校経営ビジョンを構築することができる。
	学校経営ビジョンとその実現に向けた手段や方法について、学校内外に対し分かりやすく説明することができる。
	学校の自己評価や学校関係者評価等により、学校経営ビジョンの実現に向けた取組の成果及び課題を学校・保護者・地域等で共有し、学校の改善につなげるよう方向付けることができる。
カリキュラム・マネジメント	幼児児童生徒の姿や学校の実態を把握し、全教職員を巻き込みながら自校の特色を生かした「学びの変革」を推進することができる。
	幼児児童生徒や学校の実態を踏まえ、多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程を編成し、全教職員で実施状況を評価しながら、その改善を図ることができる。
	「主体的・対話的で深い学び」の実装に向け、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ることができる。
	学校内外の教育資源（人、物、情報、時間等）を活用しながら、適正かつ効果的に教育活動が実施されるよう、教育課程の実施に必要な体制を整備することができる。
人材育成	「主体的な学び」の伴走者として幼児児童生徒の学びを最大限に引き出すことのできる教職員集団を形成することができる。
	日常的な授業観察や面談等を通して教職員個々の実態を把握し、学校評価と関連させた人事評価や「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を適切に行うことにより、意図的に教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚及び能力開発を図ることができる。
	主任等を中心に、教職員個々のＯｆｆ－ＪＴ（研修の受講等）を生かした組織的なＯＪＴの充実を図ることにより、幼児児童生徒の実態を起点に教職員が相互に学び合い、高め合う体制づくりを推進することができる。
	教職員個々の実態及び人材育成計画に基づき、個々のキャリアに応じた多様な現場の経験の機会をつくることにより、全教職員の学校経営に対する参画意識を高めるとともに、ミドルリーダーを育成することができる。
組織・環境づくり	学校経営ビジョンの実現に向け、多様な価値観をもつ教職員や関係者等の実態を的確に把握し、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、教職員の専門性を最大限に発揮できる校務分掌の仕組みを整えることができる。
	学校経営ビジョンの実現に向け、教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮できるよう、自由闊達な明るい雰囲気づくりを促すことができる。
	学校を幼児児童生徒にとって安全で安心できる場所にするために、チーム学校による組織的な生徒指導体制を確立することができる。
	学校における働き方改革の更なる加速と教職員の健康管理（メンタルヘルス）の視点から校務を捉え、体制を整えることができる。
保護者・地域・関係機関等との協働	学校と地域がパートナーとして「地域とともにある学校づくり」を推進することができる。
	保護者・地域・関係機関等の実態を把握するとともに、相互に情報交換を行うなどし、良好な関係を構築することができる。
	学校評価に基づき、学校運営の方針や教育課程等の改善について、保護者・地域・異なる校種の学校を含む関係機関等と協議・熟議し、連携・協働する体制を整えることができる。
危機管理	法令等を遵守するとともに、教育公務員としての教職員の服務管理を適切に行い、規律を確保することができる。
	幼児児童生徒の安全を確保するとともに、生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育の推進に取り組むことにより、幼児児童生徒が、自ら安全に行動したり他者や社会の安全に貢献したりするために必要な資質・能力を育成する体制を整えることができる。
	地域や関係機関等との密な連携及び情報交換を日常的に行い、学校安全を推進するための組織体制を整備することにより、起こりうる危機事案を予測し、適切な意思決定ができるよう備えることができる。
	危機事案が生じた場合は、学校運営と心のケアに関する迅速かつ適切な対応を行うなどして、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、学校の信頼回復に向けた組織的な情報共有を行い、取組の評価をその後の学校運営に生かすことができる。

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（教頭）

区分※	
学び続ける姿勢	新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割、教職員の服務等を自覚し、常に教頭としての使命を問い続けている。 学校や地域の課題を解決したり、学校や地域の新たな価値を創造したりする過程において、先哲や地域の人、教職員等との対話や協働を通して学び続けようとしている。
学校経営ビジョンの構築・実現	教育を取り巻く様々な社会の変化を踏まえ、幼児児童生徒・学校・地域等の実態を的確に把握し、学校の使命や課題を明示することができる。それを校長に進言するとともに、教職員と共有することができる。 幼児児童生徒・学校・地域等の実態や課題についての熟議を通して、自校の目指す幼児児童生徒の姿を共有し、特色ある学校経営ビジョンを構築することができる。 校長の経営方針を踏まえ、学校経営ビジョンとその実現に向けた手段や方法について、学校内外と適切にコミュニケーションを取りながら、協働関係をつくるなどのリーダーシップを発揮することができる。 校長の方針のもと、学校の自己評価や学校関係者評価等により、学校経営ビジョンの実現に向けた取組の成果及び課題を学校・保護者・地域等で共有し、学校の改善につなげるよう指導助言することができる。
カリキュラム・マネジメント	幼児児童生徒の姿や学校の実態を把握し、全教職員を巻き込みながら自校の特色を生かした「学びの変革」を推進することができる。 幼児児童生徒や学校の実態を踏まえ、多様な子供たちを包摂するために柔軟に編成された教育課程を全教職員で実施状況を評価しながら、その改善を図るよう教職員に対して指導助言することができる。 「主体的・対話的で深い学び」の実装に向け、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ることができる。 学校内外の教育資源（人、物、情報、時間等）を活用しながら、適正かつ効果的に教育活動が実施されるよう、教職員に対して指導助言することができる。
人材育成	「主体的な学び」の伴走者として幼児児童生徒の学びを最大限に引き出すことのできる教職員集団の形成を推進することができる。 日常的な授業観察や面談等を通して教職員個々の実態を把握し、学校評価と関連させた人事評価や「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を適切に行うことにより、意図的に教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚及び能力開発を図ることができる。 主任等を中心に、教職員個々のＯｆｆ－ＪＴ（研修の受講等）を生かした組織的なＯＪＴの充実を図ることにより、幼児児童生徒の実態を起点に教職員が相互に学び合い、高め合う体制づくりを推進するための働き掛けをすることができる。 教職員個々の実態及び人材育成計画に基づき、個々のキャリアに応じた多様な現場の経験の機会をつくることにより、全教職員の学校経営に対する参画意識を高めるとともに、ミドルリーダーを育成することができる。
組織・環境づくり	学校経営ビジョンの実現に向け、多様な価値観をもつ教職員や関係者等の実態を的確に把握し、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、教職員の専門性を最大限に発揮できる校務分掌業務の遂行を促す仕組みを整えることができる。 学校経営ビジョンの実現に向け、教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮できるよう、自由闊達な明るい雰囲気づくりを促すことができる。 学校を幼児児童生徒にとって安全で安心できる場所にするために、チーム学校による組織的な生徒指導体制の確立に向け、教職員に対し指導助言することができる。 学校における働き方改革の更なる加速と教職員の健康管理（メンタルヘルス）の視点から校務を捉え、具体的な取組を整理・調整し、実施することができる。
保護者・地域・関係機関等との協働	学校と地域がパートナーとして「地域とともにある学校づくり」を推進することができる。 校長の方針のもと、保護者・地域・関係機関等の実態を把握するとともに、相互に情報交換を行うなどし、良好な関係を構築することができる。 学校評価に基づき、学校運営の方針や教育課程等の改善について、保護者・地域・異なる校種の学校を含む関係機関等と協議・熟議し、連携・協働する体制を整えるために調整することができる。
危機管理	法令等を遵守するとともに、教育公務員としての教職員の服務管理を適切に行い、規律を確保することができる。 幼児児童生徒の安全を確保するとともに、生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育の推進に取り組むことにより、幼児児童生徒が、自ら安全に行動したり他者や社会の安全に貢献したりするために必要な資質・能力を育成するよう、教職員に対して指導助言することができる。 地域や関係機関等との密な連携及び情報交換を日常的に行い、学校安全を推進するための組織体制を整備することにより、起こりうる危機事案を予測し、校長が適切な意思決定ができるよう備えることができる。 危機事案が生じた場合は、学校運営と心のケアに関する迅速かつ適切な対応を行うなどして、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、学校の信頼回復に向けた組織的な情報共有を行い、取組の評価をその後の学校運営に生かすことができる。

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（部主事）

区分※	
学び続ける姿勢	新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割、教職員の服務等を自覚し、常に部主事としての使命を問い続けている。 学校や地域の課題を解決したり、学校や地域の新たな価値を創造したりする過程において、先哲や地域の人、教職員等との対話や協働を通して学び続けようとしている。
学校経営ビジョンの構築・実現	教育を取り巻く様々な社会の変化を踏まえ、幼児児童生徒・学校・地域等の実態を的確に把握し、学校の使命や課題を明示することができる。それを教頭に進言するとともに、教職員と共有することができる。 幼児児童生徒・学校・地域等の実態や課題についての熟議を通して、自校の目指す幼児児童生徒の姿を共有し、特色ある学校経営ビジョンを構築することができる。 校長の経営方針を踏まえ、学校経営ビジョンとその実現に向けた手段や方法について、学校内外と適切にコミュニケーションを取りながら、協働関係をつくるなどのリーダーシップを発揮することができる。 校長の方針のもと、学校の自己評価や学校関係者評価等により、学校経営ビジョンの実現に向けた取組の成果及び課題を学校・保護者・地域等で共有し、学校の改善につなげるよう指導助言することができる。
カリキュラム・マネジメント	幼児児童生徒の姿や学校の実態を把握し、全教職員を巻き込みながら自校の特色を生かした「学びの変革」を推進することができる。 幼児児童生徒や学校の実態を踏まえ、多様な子供たちを包摂するために柔軟に編成された教育課程を全教職員で実施状況を評価しながら、その改善を図るよう教職員に対して指導助言することができる。 「主体的・対話的で深い学び」の実装に向け、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ることができる。 学校内外の教育資源（人、物、情報、時間等）を活用しながら、適正かつ効果的に教育活動が実施されるよう、教職員に対して指導助言することができる。
人材育成	「主体的な学び」の伴走者として幼児児童生徒の学びを最大限に引き出すことのできる教職員集団の形成を推進することができる。 日常的な授業観察や面談等を通して教職員個々の実態を把握した上で、適宜適切な指導助言をし、意図的に教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚及び能力開発を図ることができる。 主任等を中心に、部の教職員個々のＯｆｆ－ＪＴ（研修の受講等）を生かした組織的なＯＪＴの充実を図ることにより、幼児児童生徒の実態を起点に教職員が相互に学び合い、高め合う体制づくりを推進するための働き掛けをすることができる。 教職員個々の実態及び人材育成計画に基づき、個々のキャリアに応じた多様な現場の経験の機会をつくることにより、全教職員の学校経営に対する参画意識を高めるとともに、ミドルリーダーを育成することができる。
組織・環境づくり	学校経営ビジョンの実現に向け、多様な価値観をもつ教職員や関係者等の実態を的確に把握し、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、教職員の専門性を最大限に発揮できる校務分掌業務の遂行を促す仕組みを整えることができる。 学校経営ビジョンの実現に向け、教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮できるよう、自由闊達な明るい雰囲気づくりを促すことができる。 学校を幼児児童生徒にとって安全で安心できる場所にするために、チーム学校による組織的な生徒指導体制の確立に向け、教職員に対し指導助言することができる。 学校における働き方改革の更なる加速と教職員の健康管理（メンタルヘルス）の視点から校務を捉え、具体的な取組を整理・調整し、実施することができる。
保護者・地域・関係機関等との協働	学校と地域がパートナーとして「地域とともにある学校づくり」を推進することができる。 校長の方針のもと、保護者・地域・関係機関等の実態を把握するとともに、相互に情報交換を行うなどし、良好な関係を構築することができる。 学校評価に基づき、学校運営の方針や教育課程等の改善について、保護者・地域・異なる校種の学校を含む関係機関等と協議・熟議し、連携・協働する体制を整えるために調整することができる。
危機管理	法令等を遵守するとともに、教育公務員としての教職員の服務管理を適切に行い、規律を確保することができる。 幼児児童生徒の安全を確保するとともに、生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育の推進に取り組むことにより、幼児児童生徒が、自ら安全に行動したり他者や社会の安全に貢献したりするために必要な資質・能力を育成するよう、教職員に対して指導助言することができる。 地域や関係機関等との密な連携及び情報交換を日常的に行い、学校安全を推進するための組織体制を整備することにより、起こりうる危機事案を予測し、校長が適切な意思決定ができるよう備えることができる。 危機事案が生じた場合は、学校運営と心のケアに関する迅速かつ適切な対応を行うなどして、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、学校の信頼回復に向けた組織的な情報共有を行い、取組の評価をその後の学校運営に生かすことができる。

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（主幹教諭）

区分※1	
学び続ける姿勢	新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割を理解するとともに、教職員の服務等を自覚し、常に主体的に学び続けようとしている。
	自己の個性や能力等に応じて学んだり、多様な教職経験や専門性等を有する教職員で学び合おうとしたりしている。
	日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修・推薦研修等）などを通して、自らの資質向上を図るとともに、学んだことを自校更に地域の教職員に普及しようとしている。
※2	教諭・講師指標【学習指導】、養護教諭指標【学校保健】及び栄養教諭指標【学校給食の管理】【食に関する指導】のそれぞれの発展期と共通。
生徒指導	教諭・講師指標、養護教諭指標及び栄養教諭指標の発展期と共通。
人材育成	「主体的な学び」の伴走者として幼児児童生徒の学びを最大限に引き出すことのできる教職員集団の形成に向け、主任等に助言ができる。
	日常的な授業観察や面談等を通して教職員個々の実態を把握した上で、適宜適切な指導助言をし、意図的に教職員の意欲や資質の向上、使命感の高揚及び能力開発を図ることができる。
	教職員が、幼児児童生徒の姿を起点に教職員が相互に学び合い、高め合う体制づくりを推進するために指導助言ができる。
	教職員個々の実態等を踏まえ、教職員個々のキャリアに応じた多様な実践経験を通して、ミドルリーダーを育成している。
組織・環境づくり	学校経営ビジョンの実現に向け、多様な価値観をもつ教職員や関係者等の実態を的確に把握し、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、教職員と適切にコミュニケーションを図り、校務の一部を整理し、主任等を取りまとめ、校務分掌間の調整をすることができる。
	学校経営ビジョンの実現に向け、教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮できるよう、自由闊達な明るい雰囲気の中で生き生きと教育活動に取り組むことができる環境づくりについて調整することができる。
	学校を幼児児童生徒にとって安全で安心できる場所にするために、チーム学校による組織的な生徒指導体制の確立に向け、主任等に助言ができる。
	学校における働き方改革の更なる加速と教職員の健康管理（メンタルヘルス）の視点から校務を捉え、具体的な取組を企画・立案することができる。
	命を受けた校務における当該学校の課題を把握し、改善のための方策を企画・立案し、主任等に組織的・計画的な校務の運営について助言することができる。
	教職員の意見等を取りまとめ、改善策等を管理職に提案することができる。
保護者・地域・関係機関等との協働	校長の方針のもと、保護者・地域・関係機関等の実態を把握するとともに、相互に情報交換を行うなどし、良好な関係を構築するための具体的な方策を企画・立案することができる。
	学校評価に基づき、学校運営の方針や教育課程等の改善について、保護者・地域・異なる校種の学校を含む関係機関等と協議・熟議し、連携・協働する体制を整えるための調整について進行管理をすることができる。
危機管理	法令等を遵守するとともに、教育公務員としての教職員の服務管理を適切に行い、規律確保に向けた取組を推進することができる。
	幼児児童生徒の安全を確保するとともに、生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育の推進に取り組むことにより、幼児児童生徒が、自ら安全に行動したり他者や社会の安全に貢献したりするために必要な資質・能力を育成するための取組についての調整・進行管理をすることができる。
	校長が地域や関係機関等との密な連携及び情報交換を日常的に行い、学校安全を推進するための組織体制を整備することにより、起こりうる危機事案を予測し、適切な意思決定ができるよう備えるために調整することができる。
	危機事案が生起した場合は、主任等に働き掛け、学校運営と心のケアに関する迅速かつ適切な対応を行うなどして、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、学校の信頼回復に向けた組織的な情報共有を行い、取組の評価をその後に生かすための調整・進行管理をすることができる。

※1 各区分は、相互に結び付いている。

※2 区分名は、教諭については学習指導、養護教諭については学校保健、栄養教諭については学校給食の管理及び食に関する指導。

広島県教員等資質向上指標（指導教諭）

区分※		
学習指導	学び続ける姿勢	・新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割を理解するとともに、教職員の服務等を自覚し、常に主体的に学び続けようとしている。 ・自己の個性や能力等に応じて学んだり、多様な教職経験や専門性等を有する教職員で学び合おうとしたりしている。 ・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修・推薦研修等）などを通して、自らの資質向上を図るとともに、学んだことを自校更に地域の教職員に普及しようとしている。
	計画	・当該学校において育成すべき資質・能力を適切に設定できるよう、関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた指導計画となるよう、関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校の年間指導計画等の改善に向けて、管理職に対して具体的な提言を行うことができる。
学習指導	指導	・高い専門性に裏付けられた実践的指導力に基づき、「主体的な学び」を実現する授業を実践するとともに、授業公開や示範授業等を積極的に行うことができる。 ・当該学校及び近隣校の授業力向上に向け、授業観察等を通して、より良い指導方法となるようデジタル学習基盤等を活用しながら指導助言を行うことができる。
	評価	・様々な評価方法を活用して幼児児童生徒の学習状況を的確に評価できるよう、デジタル学習基盤等を活用しながら関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校及び近隣校の授業研究等において、組織全体の授業力向上につながる視点から指導助言を行うことができる。
対する支援を必要とする児童・生徒への対応		・学校内の協力体制を構築するとともに、保護者や学校間、関係機関との連携協力体制の整備を推進することができる。 ・特別支援教育に関する法令、教育課程及び指導方法についての豊かな知識を基に、関係教職員に指導助言を行うことができる。
生徒指導	生徒指導	・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して、教育相談体制の充実を進めることができる。 ・生徒指導の充実及び改善に必要な事項について、優れた実践的指導力と専門的知識に基づき、デジタル学習基盤等を活用しながら指導助言を行うことができる。
	学級経営	・専門的知識を生かし、多様な場面において、幼児児童生徒を指導することができる。 ・学級経営において、学校全体の高揚を視点に取り組むことができる。 ・当該学校における学級経営について、学校全体を俯瞰する視点から適切に指導助言を行い、管理職に対して具体的な提言を行うことができる。
	進路指導	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた指導助言を行うことができる。
教職に必要な素養	組織・環境づくり	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、改善策を管理職に提言することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により指導助言を行うことができる。
	関係機関等との連携	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に対して具体的な提言を行うことができる。
	危機管理	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（教諭・講師）

区分※		採用期	充実期	発展期
学び続ける姿勢		・新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割を理解するとともに、教職員の服務等を自覚し、常に主体的に学び続けようとしている。 ・自己の個性や能力等に応じて学んだり、多様な教職経験や専門性等を有する教職員で学び合おうとしたりしている。 ・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修等）などを通して、自らの資質向上を図ろうとしている。	・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修・推薦研修等）などを通して、自らの資質向上を図るとともに、学んだことを自校の教職員に還元しようとしている。	・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修・推薦研修等）などを通して、自らの資質向上を図るとともに、学んだことを自校更に地域の教職員に普及しようとしている。
		・教科等における育成すべき資質・能力を理解している。 ・教科等の指導内容についての知識・技能を身に付けている。 ・幼児児童生徒の発達段階を理解し、適切に実態を把握している。 ・カリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解し、「主体的な学び」の充実につながる各単元の学習指導計画及び学習指導案を作成することができる。	・当該学校における育成すべき資質・能力を理解し、その手立てを考えることができる。 ・実態に応じてファシリテートするなど、「主体的な学び」の授業を展開することができる。 ・カリキュラム・マネジメントに係る役割を認識し、実態に応じて「主体的な学び」の充実につながる年間指導計画、各単元の学習指導計画及び学習指導案を作成することができる。	・育成すべき資質・能力について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、提案することができる。 ・幼児児童生徒の実態やカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた指導計画となるよう助言、支援を行うことができる。
学習指導	計画	・「主体的な学び」を意識した授業を展開することができる。 ・指導のねらいを達成することができる。 ・授業の振り返り、教材の配信、連絡などにデジタル学習基盤を活用することができる。 ・協働学習の場面でデジタル学習基盤を活用することができる。	・指導の手立てを工夫するなど、幼児児童生徒の学習状況に対応することができる。 ・デジタル学習基盤を活用して授業の内容を深めることができる。	・「主体的な学び」の充実に向けて、授業力向上につながる授業公開を積極的に行うことができる。 ・授業力向上に向け、授業観察を積極的に行い、デジタル学習基盤等を利活用しながらより良い指導方法を助言できる。
	指導	・幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業の評価を授業改善につなげることの重要性を理解している。 ・幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業の評価を授業改善につなげることができる。	・幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業の評価を授業改善につなげることができる。	・幼児児童生徒の学習状況及び授業の評価方法について、研究を行い、より良い評価方法を提案することができる。 ・学習状況及び授業評価の情報から、当該学校の授業力向上の取組や授業研究等を提案することができる。
支援	特別支援	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別的教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上及び生活上の困難と支援の在り方について理解している。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。	・幼児児童生徒の多様性を包摂する環境を整備するとともに、教育的ニーズを丁寧に見取り、ニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め、全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。	・学校内の協力体制を構築するとともに、保護者や学校間、関係機関との連携協力体制の整備を図ることができる。 ・特別支援教育に係る法令、教育課程及び指導方法についての知識を基に、関係教職員に助言、支援することができる。
	必要とする	・生徒指導の定義や目的、生徒指導の実践上の視点について理解している。 ・幼児児童生徒の発達段階を理解している。 ・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。 ・発達支持的生徒指導、課題未然予防的生徒指導について理解している。 ・課題早期発見・困難課題対応的生徒指導について理解している。	・自己指導能力の獲得を支える生徒指導を行うことができる。 ・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解し、指導・支援することができる。 ・幼児児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添った指導を行うことができる。 ・発達支持的生徒指導、課題未然予防的生徒指導を行うことができる。 ・課題早期発見・困難課題対応的生徒指導を行うことができる。	・包括的生徒指導に必要な事項についてデジタル学習基盤等を利活用しながら研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・当該学校における包括的生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。 ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組及び課題への対応を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して、教育相談体制の充実を進めることができる。
生徒指導	学級経営	・学級経営計画の作成方法を理解している。 ・集団の場面でのガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングによる支援の重要性について理解している。	・幼児児童生徒同士で課題発見・解決に主体的に取り組み、高め合う力を育成するような計画を作成することができる。 ・学級経営計画に基づき、ガイダンスとカウンセリングの双方によって、児童生徒の発達を支援する学級経営を行うことができる。	・専門的知識を生かし、多様な場面において、幼児児童生徒を指導することができる。 ・学級経営において、学年全体の高揚を視点に取り組むことができる。 ・当該学年の学級経営について、適切に助言・支援することができる。
	進路指導	・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。 ・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方や在り方を理解している。 ・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方や指導の在り方を理解している。	・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。 ・組織的な指導体制のもと、キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。 ・体系的にキャリア教育を推進するために、関係機関等と連携し、組織的に進めることができる。	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。
教職に必要な素養	組織・環境づくり	・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。 ・何事に対しても、自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。	・学校経営計画及び校内における役割を理解し、組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 ・学校経営計画の実行において、職務を適切に遂行するとともに、自律し挑戦し続けることができる。	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により助言・支援を行うことができる。
	関係機関等との協働	・保護者、地域、関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。 ・保護者、地域、関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。	・保護者や地域の意見や要望等を把握している。 ・保護者、地域、関係機関と連携し、「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に適切に意見を述べることができる。
危機管理	危機管理	・学校安全の目的や、学校の管理下で起こることへの対応について、具体的な取組を理解している。 ・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し、教員としての自覚を持ち、法令等を遵守することができる。	・学校の管理下で起こることについて、学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。 ・当該学校の教育活動について、根拠となる法令等を踏まえて、組織的に進めることができる。	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（養護教諭）

区分※		採用期	充実期	発展期
学び続ける姿勢		・新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割を理解するとともに、教職員の服務等を自覚し、常に主体的に学び続けようとしている。 ・自己の個性や能力等に応じて学んだり、多様な教職経験や専門性等を有する教職員で学び合おうとしたりしている。	・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修・推薦研修等）などを通して、自らの資質向上を図るとともに、学んだことを自校の教職員に還元しようとしている。	・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修・推薦研修等）などを通して、自らの資質向上を図るとともに、学んだことを自校更に地域の教職員に普及しようとしている。
		・学校保健安全法を理解し、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理に関する基礎的な知識と技術を身に付けている。 ・救急処置や疾病予防などの校内体制に基づき、けがや疾病に対する的確に判断し、迅速に対応することができる。	・積極的に健康に関する情報を収集し、幼児児童生徒の健康状態の把握に努め、実態に応じた保健管理を適切に実施することができる。 ・快適な環境整備や適切な衛生管理を行うための助言や提案をすることができる。 ・保健管理について、中心的役割を果たすとともに、組織的に対応することができる。	・幼児児童生徒の健康課題を予防的な視点で捉え、学校、家庭及び地域と連携した取組ができる。 ・専門的知識や技能を生かし、学校保健の危機予測を行い、未然防止、危機対応及び再発防止に向けた保健管理ができる。 ・心身の健康問題や事故の発見、対応に向けた校内及び地域社会との協力体制を確立することができる。
学校保健	保健管理	・学校における保健教育は、学習指導要領に基づき行われることを理解している。 ・専門的な立場から、幼児児童生徒の健康課題を把握し、保健指導計画等の作成に参画し、実践することができる。	・発達段階に応じた保健指導計画等の企画・立案ができる。 ・学習指導要領に基づき、幼児児童生徒の実態に応じ、「主体的な学び」を促す保健教育を学級担任等と連携し、実践することができる。 ・実践を評価、改善し、効果的に保健教育を推進することができる。	・学級担任等が行う保健教育への専門的な助言、資料提供を適切に行うことができる。 ・ＩＣＴや情報・教育データ等を活用しながら教材等の創意工夫や指導方法の改善を行い、「主体的な学び」の実現など、魅力ある保健教育の実施に参画することができる。
	保健教育	・学校保健安全法による健康相談及び保健指導の位置付けを理解している。 ・健康相談及び保健指導の基本的なプロセスを理解し、関係者と連携し、実施することができる。	・校内組織との連携を図り、幼児児童生徒の実態を把握している。 ・幼児児童生徒の実態に応じた相談、支援方法を検討することができる。 ・幼児児童生徒の発するサインを見逃すことなく対応することができる。	・学校、保護者及び関係機関等をつなぐコーディネーターの役割を果たすことができる。 ・教職員が行う健康相談及び保健指導に対して、組織的な対応ができるよう、ＩＣＴや情報・教育データ等を活用しながら指導的役割を果たすことができる。 ・健康相談の支援体制を確立し、学校組織全体の支援体制づくりに貢献することができる。
	健康相談及び保健指導	・養護教諭の役割と保健室の機能を理解している。 ・学校経営目標及び学校保健目標を理解している。 ・学校経営目標等及び児童生徒の実態等を踏まえた保健室経営計画を作成することができる。	・保健室経営計画に基づいた適切な進捗管理ができる。 ・校内研修などを計画し、啓発を図ることができる。 ・保健室経営計画の評価を行い、日常的に保健室経営の工夫・改善を図ることができる。	・教職員と連携し、保健室経営を計画的、組織的に運営することができる。 ・学校運営に積極的に参画し、学校保健に関する教育活動を活性化させることができる。
	保健室経営	・保健組織活動の意義を理解している。 ・幼児児童生徒及び地域の健康課題を把握し、保健組織活動の企画、運営に参画している。 ・学校保健計画に基づき、保健主事等と連携を図りながら保健組織活動を進めることができる。	・保健組織活動に教職員などが主体的に参加するよう、校内研修などを計画し、啓発を図ることができる。 ・保健組織活動の企画、運営に参画し、学校の健康課題解決に向けて、効果的に取り組むことができる。 ・学校保健計画を評価し、改善に向けて、専門性を生かした提案ができる。	・教職員の保健組織活動が機能できるように、助言・支援することができる。 ・幼児児童生徒の課題解決を図るために、地域社会と連携する協力体制を確立することができる。 ・学校保健計画の組織的推進及び実効性向上に向けて、関係教職員に助言・支援を行うことができる。
	保健組織活動	・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別的教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上及び生活上の困難とその対応を理解している。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。	・幼児児童生徒の多様性を教育的ニーズとして丁寧に見取り、そのニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め、全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。	・学校内の協力体制を構築するとともに、保護者や学校間、関係機関との連携協力体制の整備を図ることができる。 ・特別支援教育に関係する法令、教育課程及び指導方法についての知識を基に、関係教職員に助言、支援することができる。
対する支援の要配慮の子を必要とする		・生徒指導の定義や目的、生徒指導の実践上の視点について理解している。	・自己指導能力の獲得を支える生徒指導を行うことができる。	・生徒指導に必要な事項についてＩＣＴや情報・教育データ等を活用しながら研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。
	生徒指導	・幼児児童生徒の発達段階を理解している。	・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解し、指導・支援することができる。	・当該学校における生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。 ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組及び課題への対応を進めることができる。
		・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。	・幼児児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添った指導を行うことができる。	・関係教職員及び相談機関等との連携を通して、教育相談体制の充実に進めることができる。
		・発達支持的生徒指導、課題未然予防的生徒指導について理解している。	・発達支持的生徒指導、課題未然予防的生徒指導を行うことができる。	
		・課題早期発見・困難課題対応的生徒指導について理解している。	・課題早期発見・困難課題対応的生徒指導を行うことができる。	
進路指導	キャリア教育	・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。	・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。
		・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方や在り方を理解している。 ・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方や指導の在り方を理解している。	・組織的な指導体制のもと、キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。 ・体系的にキャリア教育を推進するために、関係機関等と連携し、組織的に進めることができる。	
教職に必要な素養	組織・環境づくり	・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。 ・何事に対しても、自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。	・学校経営計画及び校内における役割を理解し、組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 ・学校経営計画の実行において、職務を適切に遂行するとともに、自律し挑戦し続けることができる。	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により助言・支援を行うことができる。
	関係機関等との協働	・保護者、地域、関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。 ・保護者、地域、関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。	・保護者や地域の意見や要望等を把握している。 ・保護者、地域、関係機関と連携し、「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に適切に意見を述べることができる。
	危機管理	・学校安全の目的や、学校の管理下で起こることへの対応について、具体的な取組を理解している。 ・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し、教員としての自覚を持ち、法令等を遵守することができる。	・学校の管理下で起こることについて、学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。 ・当該学校の教育活動について、根拠となる法令等を踏まえて、組織的に進めることができる。	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。

※ 各区分は、相互に結び付いている。

広島県教員等資質向上指標（栄養教諭）

区分※		採用期	充実期	発展期
学び続ける姿勢		・新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割を理解するとともに、教職員の服務等を自覚し、常に主体的に学び続けようとしている。 ・自己の個性や能力等に応じて学んだり、多様な教職経験や専門性等を有する教職員で学び合おうとしたりしている。		
		・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修等）などを通して、自らの資質向上を図っている。	・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修・推薦研修等）などを通して、自らの資質向上を図るとともに、学んだことを自校の教職員に還元しようとしている。	・日々の業務や校内研修・校外研修（指定研修・希望研修・推薦研修等）などを通して、自らの資質向上を図るとともに、学んだことを自校更に地域の教職員に普及しようとしている。
学校給食の管理	栄養管理	・学校給食の教育的意義と役割を理解している。 ・学校給食実施基準について理解している。 ・学校給食実施基準に基づき、学校給食の献立を作成することができる。	・学校給食実施基準に基づき、幼児児童生徒の給食の状況把握や献立作成を行うなど、幼児児童生徒の栄養管理を行うことができる。	・個々の幼児児童生徒の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮して献立作成を行うことができる。 ・地域等の食に関する情報を積極的に収集して、献立の工夫を行うことができる。 ・栄養管理の内容を指導に生かせるよう、教職員への情報提供や指導助言を行い、栄養管理と食に関する指導を一体的に進めることができる。 ・栄養管理に関して、学校や地域において指導的役割を果たすことができる。
	衛生管理	・学校給食衛生管理基準について理解している。 ・学校給食衛生管理基準に基づき、調理場における衛生管理や衛生指導を行うことができる。	・学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理等に関する点検や記録、保存食の管理、給食用物資の管理を行うことができる。 ・学校給食調理員や調理場等の衛生管理について日常的に評価・改善を行うことができる。	・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、専門的な立場から指導助言を行うことができる。 ・学校医や学校薬剤師等と連携し、学校給食の衛生管理を徹底することができる。 ・衛生管理に関して、学校や地域においてデジタル学習基盤等を活用しながら指導的役割を果たすことができる。
食に関する指導	給食等の時間や指導	・幼児児童生徒の発達と食生活の課題を理解している。 ・学校の全教育活動を通じて行う食育について、食に関する指導の目標を踏まえた内容について理解している。 ・学習指導要領の内容に基づいた食に関する指導を行うことができる。 ・食に関する指導の全体計画を作成することの意義や作成の手順・方法などを理解している。 ・食に関する指導におけるカリキュラムや年間指導計画を作成することの意義や作成の手順・方法などについて理解している。	・食に関する幼児児童生徒の実態を把握している。 ・学習指導要領に基づいた食に関する指導の内容を企画・調整することができる。 ・栄養教諭の専門性を生かして、学校給食の献立計画と関連付けながら指導を実施することができる。 ・担任や保護者などと連携を図った、「主体的な学び」を促す食に関する指導を行うことができる。 ・幼児児童生徒の学習状況を把握し、食生活の改善等の状況について評価することができる。	・幼児児童生徒や学校の実態を踏まえ、食育のねらいの達成に向けた、「主体的な学び」につながる指導を実施することができる。 ・幼児児童生徒の実態や家庭・地域の状況を踏まえた成果指標に基づき、食生活の改善等の状況について適切に評価することができる。 ・食に関する指導を、教科等横断的な視点から計画、実施、評価、改善することができる。 ・家庭・地域及び近隣の学校（園）などと連携し、市町の食育の推進に関して主体的に関わることができる。
	個別的な相談指導	・個別的な相談指導の内容及び方法について理解し、助言や指導を行うことができる。	・食に関する健康課題を有する幼児児童生徒の実態を把握している。 ・課題を有する幼児児童生徒に対して、関係する教職員や学校医と連携し、共通理解を図ることができる。 ・幼児児童生徒の実態を踏まえ、個別的な相談指導を適切に実施することができる。 ・幼児児童生徒の健康課題の改善の状況を評価することができる。	・校内の相談指導体制を整備し、教職員の共通理解を図った上で、個別的な相談指導を進めることができる。 ・食に関する健康課題等について、主治医や専門医等とも連携を図りながら、組織的に対応している。
対応支援	特別支援を必要とする幼児児童生徒の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別的教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上及び生活上の困難とその対応を理解している。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。	・幼児児童生徒の多様性を教育的ニーズとして丁寧に見取り、そのニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め、全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。	・学校内の協力体制を構築するとともに、保護者や学校間、関係機関との連携協力体制の整備を図ることができる。 ・特別支援教育に関する法令、教育課程及び指導方法についての知識を基に、デジタル学習基盤等を活用しながら関係教職員に助言、支援することができる。	
生徒指導	生徒指導	・生徒指導の定義や目的、生徒指導の実践上の視点について理解している。	・自己指導能力の獲得を支える生徒指導を行うことができる。	・生徒指導に必要な事項についてデジタル学習基盤等を活用しながら研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。
		・幼児児童生徒の発達段階を理解している。	・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解し、指導・支援することができる。	・当該学校における生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。
		・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。	・幼児児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添った指導を行うことができる。	・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。
		・発達支持的生徒指導、課題未然予防的生徒指導について理解している。	・発達支持的生徒指導、課題未然予防的生徒指導を行うことができる。	・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組及び課題への対応を進めることができる。
	進路指導	・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。 ・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方と在り方を理解している。 ・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方と指導の在り方を理解している。	・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。 ・組織的な指導体制のもと、キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。 ・体系的にキャリア教育を推進するために、関係機関等と連携し、組織的に進めることができる。	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。
教職に必要な素養	組織・環境づくり	・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。 ・何事に対しても、自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。	・学校経営計画及び校内における役割を理解し、組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 ・学校経営計画の実行において、職務を適切に遂行するとともに、自律し挑戦し続けることができる。	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により助言・支援を行うことができる。
	関係機関等・地域・協働	・保護者、地域、関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。 ・保護者、地域、関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。	・保護者や地域の意見や要望等を把握している。 ・保護者、地域、関係機関と連携し、「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に適切に意見を述べるすることができる。
	危機管理	・学校安全の目的や、学校の管理下で起こることへの対応について、具体的な取組を理解している。	・学校の管理下で起こることについて、学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。
		・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し、教員としての自覚を持ち、法令等を遵守することができる。	・当該学校の教育活動について、根拠となる法令等を踏まえて、組織的に進めることができる。	

※ 各区分は、相互に結び付いている。